反社会的勢力への対応方針

当金庫は、「社会的責任と公共的使命」を自覚し、金庫にとって最も大切な社会からの信用・信頼を確固たるものとするために、暴力団をはじめとした反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進し、その実効性の確保に努めます。

1.反社会的勢力による不当要求には、経営トップ以下、金庫全体として毅然と対応し、役職員の安全を確保しつつ関係を遮断致します。

2.反社会的勢力に対しては、資金提供および不適切・異例な便宜供与は行いません。

3.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関と緊密な連携関係を構築致します。

4.反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等、不当要求があった場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応致します。

5.反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。

瀧野川信用金庫

平成２０年６月２０日制定
平成３１年２月２５日改訂